地域組織連盟会長 殿

日本歯科技工士連盟 会長 杉 岡 範 明 (公印省略)

2020 年 4 月 1 日以降当面の間の 日本歯科技工士連盟の執行体制について

毎々の会務ご協力、誠に深謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の現状につきまして、専門家会議において、爆発的な 感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、同時に依然として警戒を 緩めることはできないとの見解が示されております。

これに伴い、日本歯科技工士連盟では 2020 年度第1回評議員会の開催を自粛しておりますが、現状におきましては依然として開催できる状況にはございません。

本連盟といたしましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を観察し、開催可能になり次第、直ちに評議員会を開催し、議案であります役員選挙を進めてまいる所存ではございますが、現状、見通しが立っておりません。

つきましては、本年4月1日以降、第1回評議員会が開催されるまでの間、日本歯科技工士連盟規約第15条第2項を適用し、現役員が会務を遂行させていただきますので、諸事情ご賢察のうえ、ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

以上

日本歯科技工士連盟規約第15条第2項

役員任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者の就任するまで前任者がその職務 を行う。